

委託機関の皆様へ

独立行政法人中小企業基盤整備機構  
共済事業推進部

## 平成30年7月豪雨に係る災害に関する経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済制度)における特例措置について

中小機構が運営する共済事業につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの豪雨により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げますとともに一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

さて、標記の件につきましてこのたびの豪雨により災害救助法が適用された市町村にて、被災されたご契約者の皆様に、下記のとおり特例措置を講じておりますのでご案内させていただきます。

委託機関の皆様におかれましては、本措置の内容について、「中小機構HP」等をご確認いただくとともに、共済契約者の方々への周知及びお問い合わせ等に関し特段のご協力・ご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、共済契約者の方には、同封の契約者の皆様向けの案内文書(災害救助法適用地域にお住まいまたは事業所がある契約者の方に、8月8日頃発送予定)によりご案内いたしますので、あわせてご確認くださいませよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 掛金に関する特例措置

#### ・掛金の納付期限の延長措置等について

対 象：災害救助法適用地域の共済契約者の方

内 容：共済契約者の方からの申し出を受付後、平成31年2月分までの掛金の納付期限を延長し、この期間の掛金の納付(掛金請求)を停止することができます。

(備考)・延長期間が終了した翌月(平成31年3月)から、各月分と延長分との2か月分の掛金を納めていただくこととなります。

・8月8日頃に発送を予定しております本件に関する共済契約者の方への通知では、掛金の延長を希望する場合は、その旨を返信していただくようにご連絡を差し上げることとしております。

・掛金月額額の減額や掛止めに付きましても、必要に応じてご案内してください。

##### ①掛金月額を減額する

※事業規模縮小、事業経営の著しい悪化、疾病または負傷、危急の費用支出といった場合には、掛金月額を減額できます。

(月額5,000円まで減額できます。 ※5,000円単位)

##### ②掛止めをする

※掛金総額が掛金月額額の40倍に相当する額に達している場合、納付の掛止めが出来ます。

## 共済金に関する特例措置

### ・共済金の返済期日の繰下げ

1. 平成30年7月16日以前に借り入れた共済金を返済中の災害救助法適用地域に事業所がある方

借入中の共済金について、返済期日を繰下げ、平成31年2月までの共済金の返済を停止することができます。

- (備考) ・ 8月中旬頃に、中小機構から共済契約者の方に通知を行い、希望者には通知に同封する用紙で申し出ていただきます。  
・ 6か月の繰下げ期間が終了した翌月（平成31年3月）から、共済金の返済を1か月分ずつ再開していただきます。

2. 平成30年7月17日から平成31年1月15日までの間に共済金を借り入れた災害救助法適用地域に事業所がある共済契約者の方

初回以降の各月の返済期日を繰下げ、返済開始を6か月遅らせることができます。

- (備考) ・ 貸付決定の3か月後に、中小機構から共済契約者の方に通知を行い、希望者には通知に同封する用紙で申し出ていただきます。  
・ 6か月の据置期間に加え、6か月の返済期日の繰下げを行うことにより、返済が開始されるのは、貸付決定から1年後となります。

## 一時貸付金に関する特例措置

### ・一時貸付金の返済の猶予

1. 平成30年7月16日以前に一時貸付金を借り入れた災害救助法適用地域に事業所がある共済契約者の方

平成31年7月16日までに返済期日を迎える一時貸付金について、返済期日から6か月間、返済を猶予することができます。

- (備考) ・ 返済猶予期間中の違約金（延滞利子）は発生しません。  
・ 返済期日（借入れから1年後）の1か月前に、中小機構から共済契約者の方に通知を行い、希望者には通知に同封する用紙で申し出ていただきます。

2. 平成30年7月17日以後に一時貸付金の貸付けを受けた災害救助法適用地域に事業所がある共済契約者の方

平成30年7月17日から平成31年7月17日までの間に借り入れた一時貸付金について、返済期日から6か月間、返済を猶予することができます。

- (備考) ・ 返済猶予期間中の違約金（延滞利子）は発生しません  
・ 返済期日（借入れから1年後）の1か月前に、中小機構から共済契約者の方に通知を行い、希望者には通知に同封する用紙で申し出ていただきます。

## ・請求手続の柔軟な対応

災害救助法適用地域の共済契約者からの一時貸付金貸付請求については、

- 印鑑証明書等の提出ができない場合は、運転免許証、健康保険証等の写しを添付していただくことで本人確認を行います。
- 実印の押印ができない場合は、一時貸付金貸付請求書は認印又は拇印、金銭消費貸借契約証書は拇印で可能とします。

※一時貸付金については、契約者と中小機構の直接手続きとなります。

### 解約手当金に関する特例措置

## ・請求手続の柔軟な対応

災害救助法適用地域の共済契約者からの解約手当金請求については、

- 共済契約締結証書、印鑑証明書等の提出ができない場合は、運転免許証、健康保険証等の写しを添付していただくことで本人確認を行います。
- 解約手当金請求書に実印の押印ができない場合は、認印又は拇印で可能とします。

○経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）に関する相談窓口（共済相談室）は以下のとおり開設しております。

050-5541-7171（平日9時～18時）

○中小機構 ホームページURL

「平成30年7月豪雨にかかる経営セーフティ共済の特例措置について」

[http://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster\\_relief\\_201807gou\\_t.html](http://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_201807gou_t.html)